資料１

第５回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会事項書

日時：令和3年1月26日（火）14：00～
場所：四日市商工会議所 3階大会議室

1　議題

（１）中央通り再編関係者調整会議等の報告

①　第3回中央通り再編関係者調整会議（令和2年12月26日）

②　第3回デザインWG（令和3年1月11日）

③　近鉄四日市駅周辺等整備基本計画　中間とりまとめ（更新案）

（２）近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画（案）について

①　第4回検討部会意見への対応

②　近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画（案）

③　今後の進め方について
・今後の進め方
・規約の変更

2　資料

資料１：事項書
資料２：名簿
資料３：席次表
資料４：中央通り再編関係者調整会議等の報告
資料５：近鉄四日市駅周辺等整備基本計画　中間とりまとめ（更新案）
資料６：第4回検討部会意見への対応
資料７：近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画（案）
資料８：今後の進め方について
資料９：規約

第5回　近鉄四日市駅バスターミナル検討部会
出席者名簿

資料２

令和3年1月26日　14:00～
四日市商工会議所３階大会議室

	区分		所属	
1	部会長	有識者	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科　教授	
2	部会員	有識者	早稲田大学　理工学術院　大学院 創造理工学研究科　教授	【オンライン】
3	部会員	交通関係者	近鉄グループホールディングス㈱　総合企画部課長	
4	部会員	交通関係者	近畿日本鉄道㈱　鉄道本部　名古屋統括部　施設部工務課長	【オンライン】
5	部会員	交通関係者	三重交通㈱　四日市営業所　所長	
6	部会員	交通関係者	三岐鉄道㈱　取締役　自動車部長	
7	部会員	交通関係者	三重県タクシー協会　北勢支部長 ㈱三交タクシー　代表取締役	
8	部会員	交通関係者	三重県バス協会　専務理事	【オンライン】
9	部会員	交通関係者	㈱ディア四日市　取締役　事業部長	
10	部会員	行政	四日市南警察署　署長	
11	部会員	行政	三重県警察本部　交通部参事官(交通規制課長)	
12	部会員	行政	国土交通省　中部地方整備局　建政部　都市整備課長	【オンライン】
13	部会員	行政	国土交通省　中部地方整備局　道路部　道路計画課長	【オンライン】
14	部会員	行政	国土交通省　中部地方整備局　三重河川国道事務所長	
15	部会員	行政	国土交通省　中部運輸局　交通政策部　交通企画課長	【オンライン】
16	部会員	行政	国土交通省　中部運輸局　三重運輸支局長	
17	部会員	行政	三重県　県土整備部　次長（道路整備）	（欠席）
18	部会員	行政	三重県　県土整備部　次長（都市政策）	
19	部会員	行政	四日市市　副市長	

事務局	国土交通省　中部地方整備局　三重河川国道事務所　計画課
事務局	四日市市　都市整備部　都市計画課
事務局	四日市市　都市整備部　市街地整備・公園課

資料3

第5回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会　席次表

令和3年1月26日（火）14:00～

四日市商工会議所　3階　大会議室

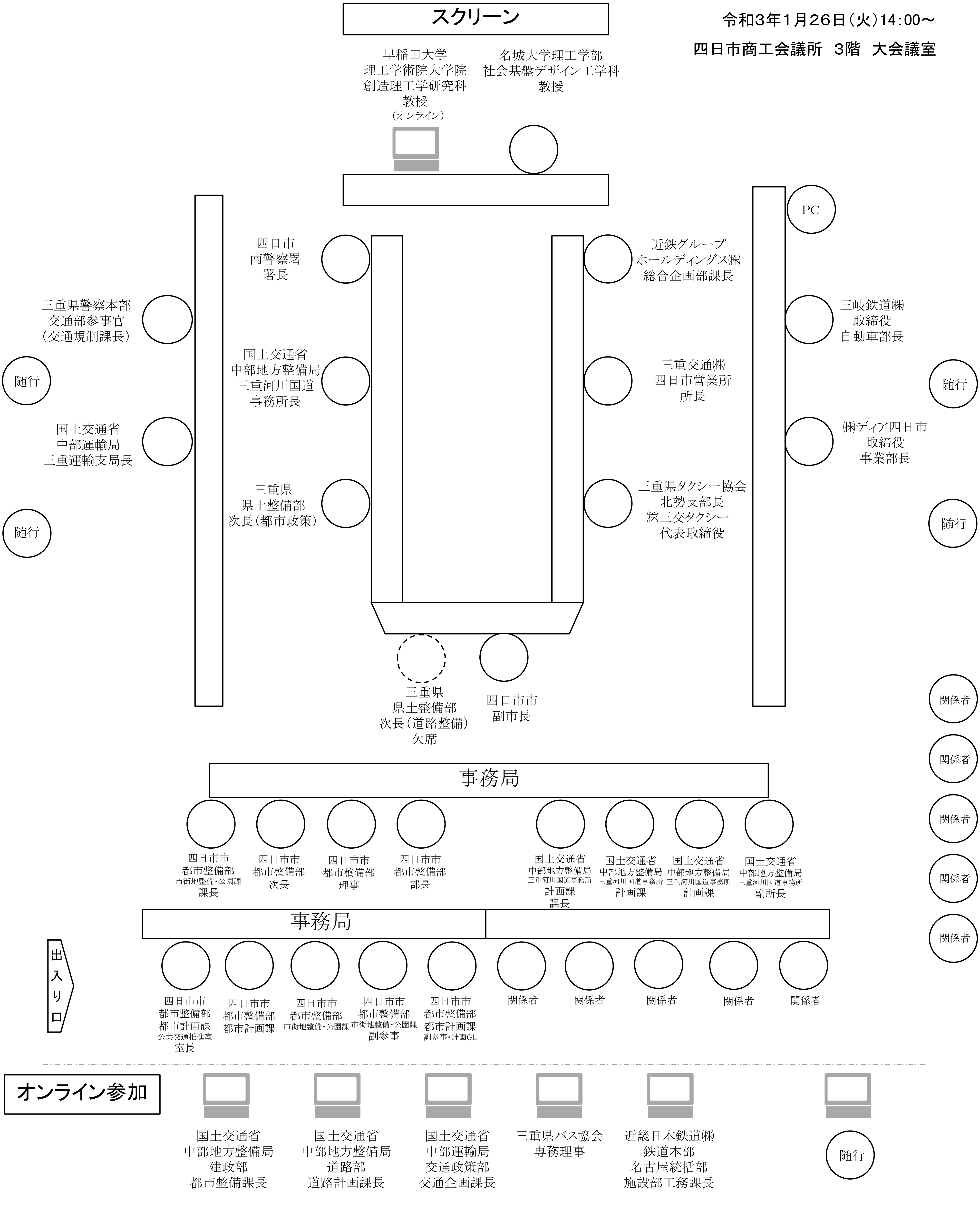

資料4

近鉄四日市駅バスターミナル検討部会

中央通り再編関係者調整会議等の報告

令和3年1月26日

１．中央通り再編関係者調整会議の報告

①　第3回中央通り再編関係者調整会議

開催概要

◆　日時　令和２年１２月２６日（土）　１４：００～

◆　内容　１．第２回中央通り再編関係者調整会議の振り返り
　　　　　２．第４回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の報告
　　　　　３．中央通りのエリアデザインに関する検討状況の報告
　　　　　４．今後の進め方
　　　　　５．近鉄四日市駅周辺等整備基本計画の中間とりまとめについて

◆　概要　１．バスターミナルと浜田地区を結ぶ歩行者動線は円形デッキを基本に検討することで合意
　　　　　２．バスターミナル東西島間は、デッキによる立体横断を基本に検討することで合意
　　　　　３．動線計画を踏まえターミナル全体の配置計画を引き続き検討

②　第3回デザインWG

開催概要

◆　日時　令和３年１月１１日（月）　１４：００～

◆　内容　１．第３回デザインワーキンググループの論点整理
　　　　　２．中央通り全体の機能配置について
　　　　　３．近鉄四日市駅バスターミナル部のデザイン案について
　　　　　４．次回以降の検討課題

◆　概要　１．導入機能の配置方針について意見交換
　　　　　２．東島利用者が抵抗を感じない東西島の横断方法について意見交換
　　　　　３．バスシェルターや待合等施設と緑（樹木）のデザインについて意見交換

①　第3回中央通り再編関係者調整会議資料（抜粋）

３－４．第２回デザインワーキンググループの報告
④　近鉄四日市駅～国道１号の意見概要

・第２回デザインＷＧ（2020年12月13日）において、近鉄四日市駅～国道１号のデザインについて議論が行われた

①駅東側のデッキについて（円形⇔直線の比較）
【円形デッキ案】
・円形デッキだと遠回りに感じる
⇒円形を小さくできるか検討
・必要施設をデッキに付帯させた案で検討

②バスターミナル内について
・バス待ちスペースと歩行者動線の確保が可能かについて検証が必要
・雨に濡れない動線の確保

③北側側道について
・歩行者中心の設えについて検討

④国道１号を横断する歩行者動線
・歩行者デッキでの横断が望ましいが、横断歩道を含めて今後検討

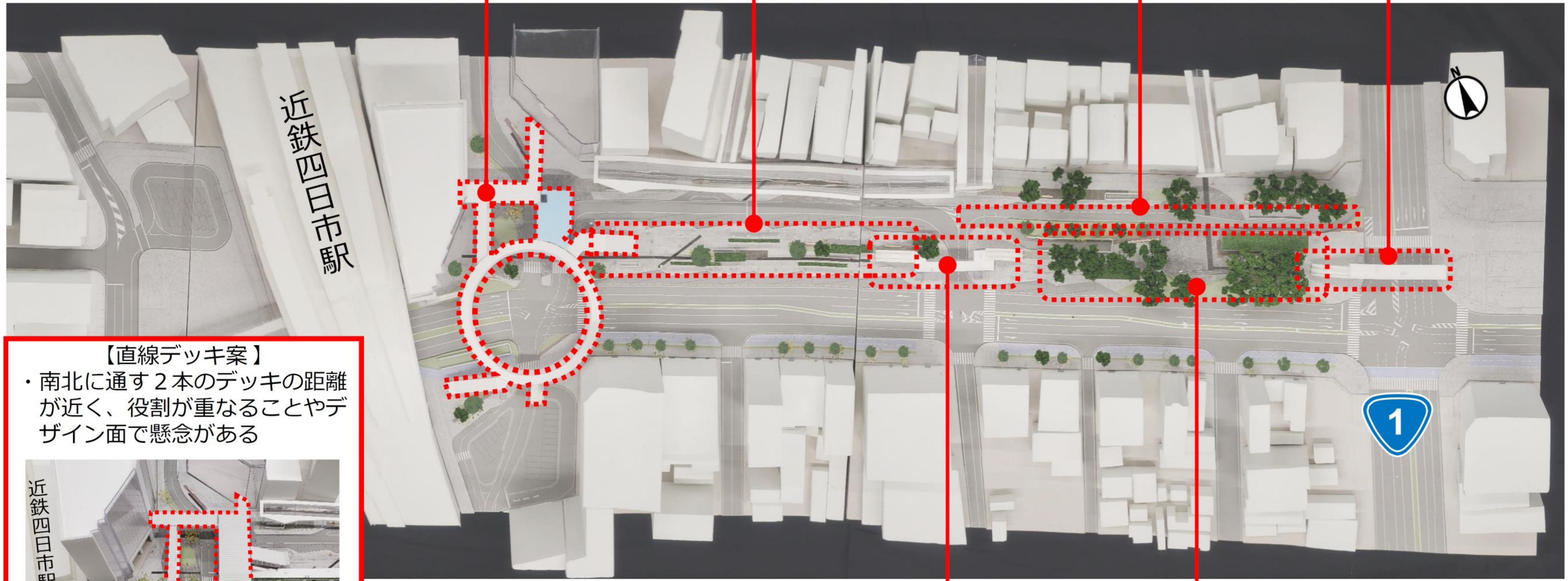

【直線デッキ案】
・南北に通す２本のデッキの距離が近く、役割が重なることやデザイン面で懸念がある

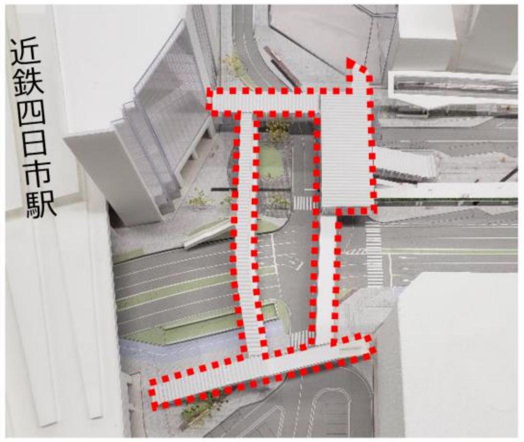

⑤ターミナル間接続について（デッキ⇔地下の比較）
・地下横断（サンクンガーデン）案は日が射さず暗くなるので、歩行者デッキによる立体横断を基本とする
・デッキの場合、必要施設の合築によるデザイン性の向上の検討

⑥バスターミナル東島について
・津波による浸水時等に活用することも踏まえ、施設高さ等の検討が必要

※このイメージ模型は、デザインを検討するにあたってのたたき台であり、今後、関係者との調整を行っていくものです

３－４．第２回デザインワーキンググループの報告
⑤　バスターミナル周辺の動線計画

・デザインＷＧで議論された、バスターミナル周辺の動線計画について下記に示す

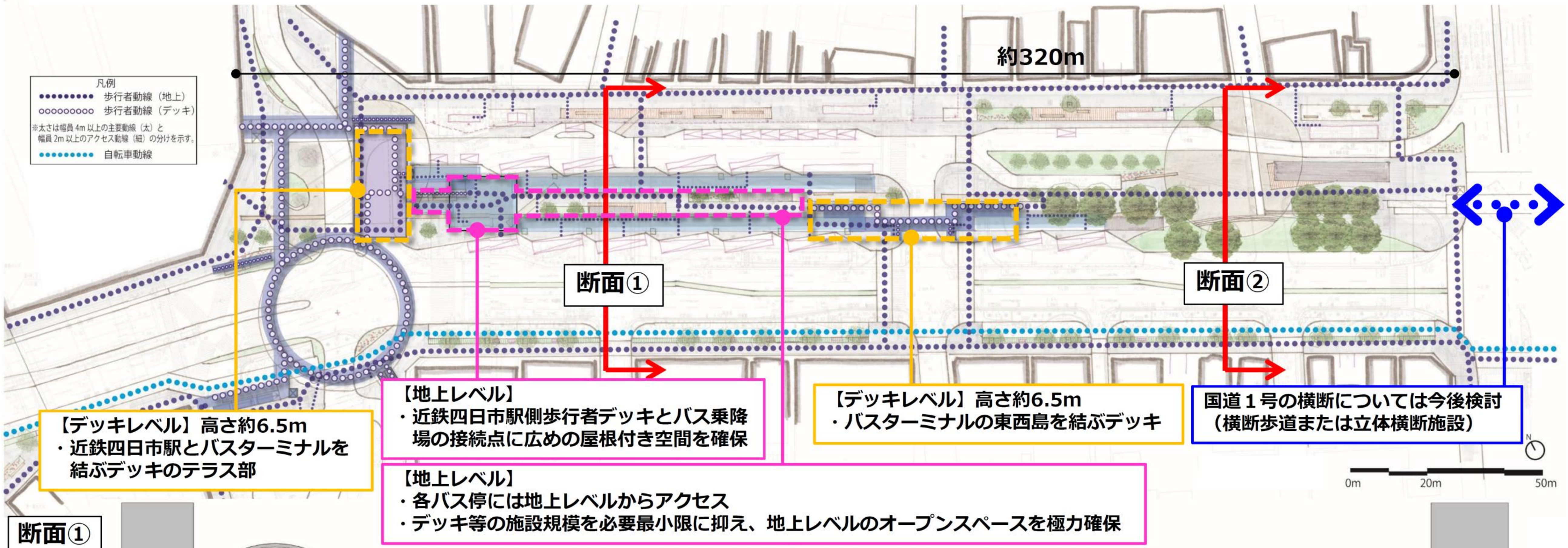

断面①

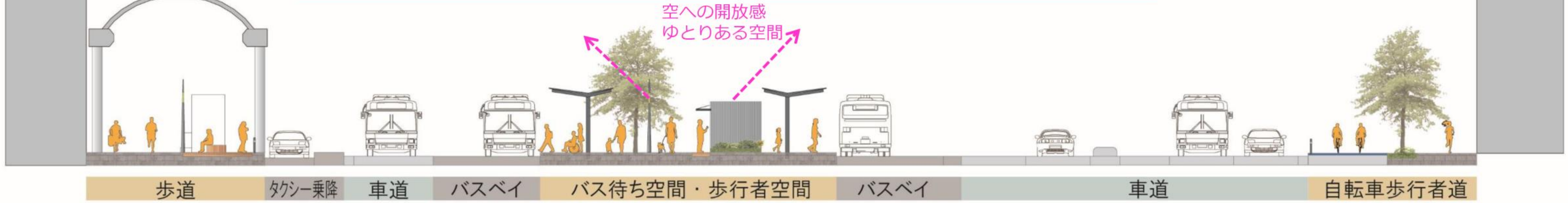

断面②

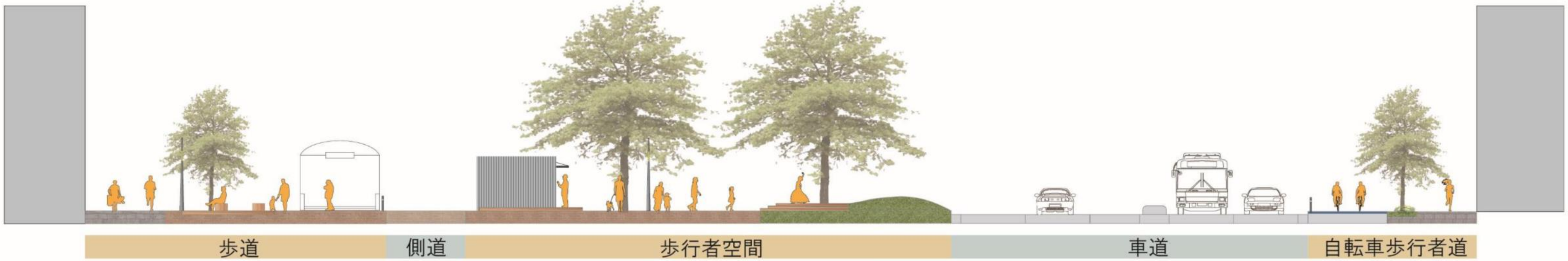

※平面図、断面図については、現段階での案であり、今後の調整等により変更の可能性あり

3－4．第２回デザインワーキンググループの報告
⑩　第４回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会からの申し送り事項の検討状況

表　第４回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会での意見に対する検討状況

本日検討結果を提示　今後継続検討

見出し	第４回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会での意見 連番	第４回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会での意見 内容	第２回デザインWGでの検討 議論結果・検討方針	第３回中央通り再編関係者会議での提示内容
●近鉄四日市駅からバスターミナル東島につながる歩行者動線の検討				
近鉄四日市駅～バスターミナルの歩行者動線	④	バスターミナルと浜田地区を結ぶ歩行者動線の確保	○関係者（交通管理者）と協議の結果、横断歩道の設置は難しい ○直線デッキ案、円形デッキ案の２案を検討 【直線デッキ案】 ・南北に通す２本のデッキの距離が近く、役割が重なることやデザイン面で懸念がある ⇒円形デッキ案を基本に検討 【円形デッキ案】 ・遠回りに感じる懸念があるので、円形を極力小さくした案の検討	・「地上レベル案」と「デッキレベル併用案」の検討を行ったが、デッキの場合には橋長が60mを超えることから、構造的に実現が難しく、簡易な建築物を連ねて建築物上に動線を確保することも検討したが、地下躯体の構造への影響もあり、構造上安全性の担保ができないため、デッキレベルの動線確保は難しい ⇒バスターミナル西島内の歩行者動線は地上レベル案を前提に提示 ・円形デッキを基本とし、円形を極力小さくした案を提示 ・バスターミナル東西島間は、デッキによる立体横断を提示 ・動線計画を踏まえ、バスターミナル周辺のデザインと機能配置を提示 ⇒施設規模について、「施設最小案」～「施設最大案」の幅の中で、近鉄四日市駅バスターミナル検討部会と調整を図りながら、今後継続検討
バスターミナル西島内の歩行者動線	②	バス待ちスペースと歩行者動線を整理し、確保可能な滞留・施設スペースの大きさについて検討	○バス待ちの現状を基に、スペース配分の考え方について検討 ⇒バス待ちスペースとして3.75mの幅員が必要 ⇒滞留・施設スペースとして3.5mの幅員を確保可能 ⇒バス待ちスペース、歩行者動線を確保した上で、必要施設の平面配置と施設規模について継続検討 ○雨に濡れない動線の確保	
バスターミナル西島内の歩行者動線	①	近鉄四日市駅からバスターミナル東島までデッキレベルで接続する可能性について検討	○バスターミナル西島内の歩行者動線について、「地上レベル案」と「デッキレベル併用案」の検討	
バスターミナル東西島間の歩行者動線	③	バスターミナルの東西島を結ぶ立体横断施設の平面配置及び規模	○デッキ案と地下横断案の検討 ⇒地下横断では地下横断部に日が射さず暗いイメージとなるため、デッキによる立体横断を基本として検討を進める	
●国道１号を横断する歩行者動線の検討				
国道１号の横断方法	⑤	国道１号の横断について立体横断施設の設置も検討	○横断歩道または立体横断施設の検討 ○立体横断施設については、デッキ案と地下横断案の２案検討 ⇒地下横断の場合、施工に伴う国道１号への交通影響が大きいことや、地下横断部に日が射さず暗いイメージとなるため、立体横断施設の検討については、デッキを基本とする	・横断歩道またはデッキによる立体横断について、今後継続検討
●バスターミナル全体				
緑あふれる施設配置	⑥	中央通りの共通のデザイン方針における「緑あふれる施設配置」を踏まえたレイアウトの検討	○バスターミナル西島に既存樹木の存置は難しい（残せても１～３本） ⇒屋上緑化や新植について検討	・今後継続検討
防災機能	⑦	バスターミナル内の避難場所としての活用について検討	○津波による浸水時等に活用することも踏まえ、施設高さ等の検討が必要	・防災施設については、賑わい施設との兼用を検討する必要があるため、施設規模と併せて今後検討 ・中央通り再編の中でバスターミナルが担う役割を整理し,今後検討

② 第3回デザインWG(抜粋)

１－２．第３回中央通り再編関係者調整会議の結果概要
②近鉄四日市駅～国道１号の意見概要

・第３回中央通り再編関係者調整会議の結果概要は下記のとおり。（赤字で示す）
・第２回デザインＷＧにおける結果概要（一部）についても併せて下記に示す。（青字で示す）

①駅東側の円形デッキ案について
・円形だけでなく楕円形なども含めて詳細に検討

②西町線の地上横断動線について
・近鉄四日市駅側から商店街側歩道への地上動線（横断歩道位置）の検討

③バスターミナル内について
・バス待ち空間の待ち列動線の検討
（路面デザインによるバス待ち列の誘導検討）
・バス待ち空間の屋根の設置検討
・導入機能の配置検討
（地上レベルに屋内待合の設置を検討）
・緑のレイアウトの検討

④北側側道について
・歩行者中心の設えについて検討
・荷捌きスペースの確保
・臨時バス発着スペースの確保

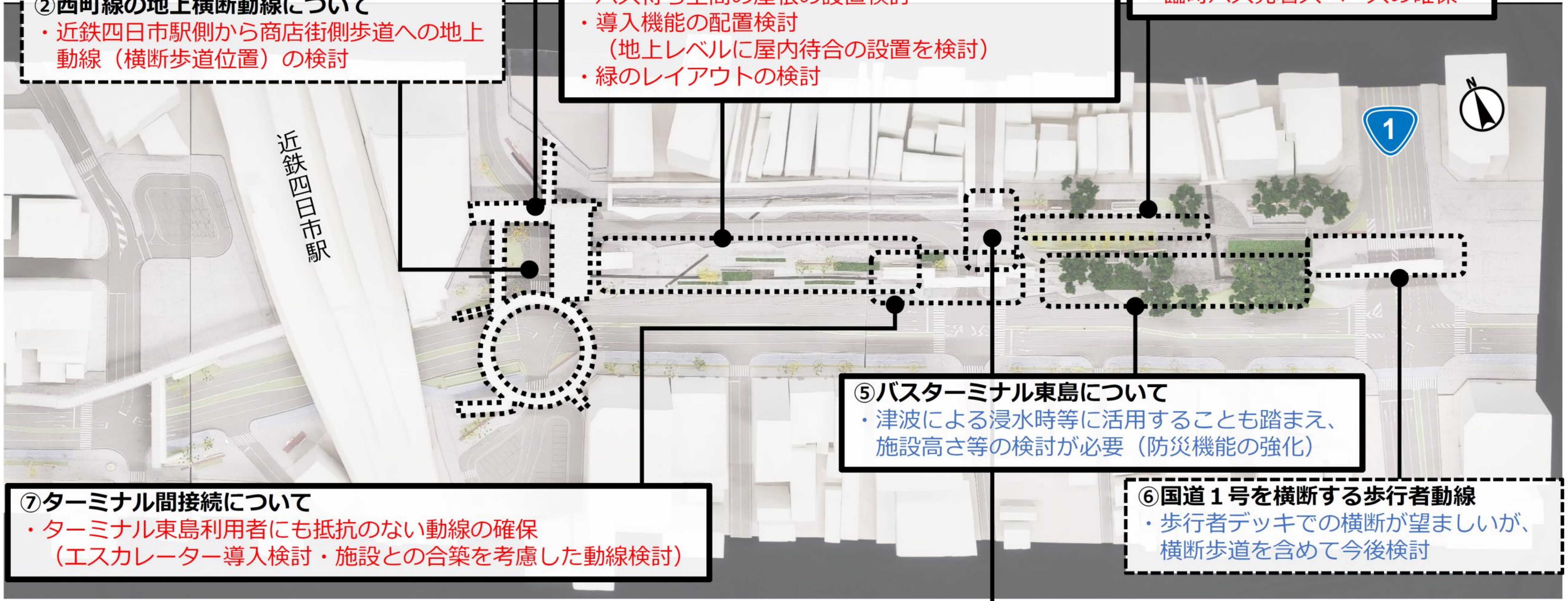

⑤バスターミナル東島について
・津波による浸水時等に活用することも踏まえ、施設高さ等の検討が必要（防災機能の強化）

⑥国道１号を横断する歩行者動線
・歩行者デッキでの横断が望ましいが、横断歩道を含めて今後検討

⑦ターミナル間接続について
・ターミナル東島利用者にも抵抗のない動線の確保
（エスカレーター導入検討・施設との合築を考慮した動線検討）

⑧自転車利用環境について（全体）
・駐輪場の配置など自転車利用環境の利便性向上方策について

⑨ターミナル東島の施設について
・商店街側からの動線を考慮した施設配置
（例：コインロッカーの設置位置・東島西端への施設配置）

資料6

近鉄四日市駅バスターミナル検討部会

第5回検討部会資料
（第4回検討部会意見への対応）

令和3年1月26日

1. 第4回検討部会意見への対応

表　第4回検討部会意見への対応(1/3)

見出し	意見			対応		役割分担			備考
	連番	内容	種別	課題	対応方針	バスタ検討部会	中央通り調整会議	デザインWG	
(1)第3回検討部会意見への対応									
(2)四日市バスタ整備の考え方									
特定車両停留施設の範囲設定	1	バスタに係る施設検討エリアとして、東島が特定車両停留施設に含まれることから、立体横断による国道1号の渡り方についてもバスタで検討が必要である。	部会意見	■「(仮称)近鉄四日市駅周辺等整備基本計画」との役割分担が必要。	○引き続き、調整会議・デザインWGと連携して、横断歩道またはデッキによる立体横断について、今後継続検討。	●	●	●	
必要機能	2	観光の観点にて、コロナ禍が終息した未来にはインバウンド需要の回復により大きな荷物を持った来訪者が増加する可能性がある。バスタにも大型荷物に対応したコインロッカーが必要ではないか。	部会意見		○大型コインロッカー設置も考慮。	●			
施設配置方針(配置の考え方)	3	バス降車後の動線はどのような流れになるのか。示された動線計画では降車専用バースの有無が分からない。降車専用のバースも必要ではないか。	部会意見		○西島の北側一番右および南側一番左のバースが降車バースとなる。資料の表現を修正。	●			
	4	基本構想の考え方の再整理に示されているバスバースの台数などについては、現在の協議内容に合わせて更新が必要。路線バスの待機場をJR四日市駅側へ移設することも検討しているので、後日内容について調整いただき、それを踏まえた資料に修正して欲しい。	部会意見		○引き続き、詳細について協議を行う。	●	●		
	5	タクシー降車スペースが1台分の想定となっているが、現状のタクシー乗降場の状況に加え、ユニバーサルデザインタクシーによる乗降を考慮すると、2台以上の降車スペースが必要ではないか。	部会意見		○西島のターミナル側に乗車2台、アーケード側に降車1台を確保。	●			
	6	バスタ内に整備を想定している賑わい施設はどのようなものを想定しているのか。また、内容については、調整会議にて決めるという認識でよいか。	部会意見		○コンビニ、カフェ等を想定しているが、具体にはコンセッション等で、民間事業者と協議を行い決定。	●	●		
	7	荷捌き施設をバスタの交通島のどこに設置するのか。	部会意見	■「(仮称)近鉄四日市駅周辺等整備基本計画」との役割分担が必要。	○東島の北側を想定。	●	●		
施設配置方針(待ち行列)	8	バスタ内でのピーク時待ち行列の想定に、南口・東口の待ち行列が含まれていない。過年度の調査時に比べ、キオクシア(株)の従業員の増加等の影響で、東口の待ち行列の人数が増加しており、工場の増設等により今後も更なる増加が想定される。現状を考慮し、バスタ内での待ち行列のスペースが確保可能か再度検討していただきたい。	部会意見		○現状のバス待ち状況を調査し、バス待ちスペース、滞留・施設スペースの大きさと、歩行者動線について検討を実施。 ○バス待ちスペース(W=3.75m)と、歩行者動線(W=4.0m)を確保したうえで、滞留・施設スペース(W=3.5m)が確保可能。 ○施設規模について、「施設最小案」～「施設最大案」の幅の中で、調整会議・デザインWGと連携して、今後継続検討。	●	●	●	
	9	上屋や樹木の配置等によって、待ち行列や歩行者動線が現計画から変わることも考慮し、バスタ内で待ち行列を収容するスペースと歩行者動線が確保可能か確認していただきたい。	部会意見						

1．第4回検討部会意見への対応

表　第4回検討部会意見への対応(2/3)

見出し	意見			対応		役割分担			備考
	連番	内容	種別	課題	対応方針	バスタ検討部会	中央通り調整会議	デザインWG	
(2)四日市バスタ整備の考え方									
施設配置方針(動線計画)	10	近鉄四日市駅の改札階(2F)から同一の階層で連続的にバスタ東島まで移動ができないか。駅から東島へ移動する際に、何回も上下移動があることは、利便性がよくないと感じる。	部会意見		○バスターミナル西島内の歩行者動線について、「地上レベル案」と「デッキレベル併用案」の検討を行ったが、地下躯体の構造への影響もあり、デッキレベルの動線確保は構造的に困難。 ○バスターミナル西島内は、地上レベルで歩行者動線を確保することとした。	●	●	●	
	11	現計画では、バスタ西島と浜田地区(バスタ予定地南側)を結ぶ歩行者動線が限定的であると感じる。浜田地区には、多くの商業施設・ホテルが立地しており、バスタ西島の南西側にも浜田地区と結ぶ歩行者動線が必要ではないか。横断歩道が安全性の観点から難しいのであれば、デッキでの移動が想定されるが、駅東側に設置するデッキを拡大し、浜田地区からの横断ができるようにできないか。バスタの利便性だけでなく、まちづくりの観点からも検討いただきたい。	部会意見		○関係者と協議の結果、横断歩道の設置は困難。 ○円形デッキ案を基本とし、調整会議・デザインWGと連携して、今後継続検討。	●	●	●	
	12	浜田地区(バスタ予定地南側)からバスタへのアクセスについて、県警の意見も踏まえると、平面横断を確保することは困難であることから立体的に対応する必要があるため、駅の改札(2F)と同じ高さのデッキを整備するのも一案ではある。	部会意見						
	13	デッキを整備する場合、バスタ西島のくすの木は伐採を伴うものと思われる。その場合、中央通り再編で示される「緑あふれる施設配置」のコンセプトに齟齬がないよう、必要に応じて、デザインWGで議論することも考えた方がよい。	部会意見		○調整会議・デザインWGと連携して、今後継続検討。	●	●	●	
(3)整備効果									
(4)将来の姿									
緑の保全	14	整備に際し、バスタ西島の中央にあるくすの木の保全を固定すると、賑わい空間などの検討の幅が狭くなってしまう。「緑の保全」の観点・コンセプトは重要であると認識しているが、地下の状況を考慮すると、これ以上、くすの木の成長は見込めないので、賑わい空間と緑の保全とのバランスを考慮しながら、検討を行って欲しい。	部会意見		○調整会議・デザインWGと連携して、今後継続検討。	●	●	●	
整備イメージ	15	整備イメージは、市民の方など、見られた方が夢をもてるようにブラッシュアップしていただきたい。	部会意見		○指摘を踏まえ、修正。	●			

1．第4回検討部会意見への対応

表　第4回検討部会意見への対応(3/3)

見出し	意見			対応		役割分担			備考
	連番	内容	種別	課題	対応方針	バスタ検討部会	中央通り調整会議	デザインWG	
(5)事業区分									
(6)管理・運営手法の考え方									
コンセッション方式	16	管理・運営手法について、コンセッション方式を採択することが想定されるが、委託先企業のイメージ(企業規模・業種など)を示したほうがよいのではないか。	部会意見		○コンセッションの具体内容は今後の検討事項であるため、整備計画には記載しない。	●			
発着料	17	バスの運行に伴い、発着料を駅前広場の施設管理者に納めている。交通事業者の企業経営の観点から、バスタが整備された際に、発着料が高騰しないよう留意していただきたい。	部会意見		○十分に留意して検討を行う。	●			
(7)今後の進め方について									
(8)交通結節点整備計画(素案)について									
防災機能	18	バスタ予定地一帯は津波浸水エリアに該当しているので、立体横断施設のデッキを一時避難場所に活用できないかを検討し、浸水時の対策については、クローズアップして記載すべき。	部会意見		○防災施設については、賑わい施設との兼用を検討する必要があるため、施設規模と併せ、調整会議・デザインWGと連携して、今後継続検討。	●	●	●	

資料8

近鉄四日市駅バスターミナル検討部会

第5回検討部会資料
（今後の進め方について）

令和3年1月26日

1．今後の進め方について

「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」の策定に向けた進め方について

- ◆ 今回、第５回検討部会では、第４回検討部会での議論を踏まえ、交通結節点整備計画（案）について報告・承認。
- ◆ 本日の意見を踏まえ、第4回中央通り再編関係者調整会議にて、交通結節点整備計画について報告・承認。
- ◆ 次年度以降、検討部会において、継続して機能配置・デザイン・運用方法の具体化について検討。

第１回検討部会（R2.6.4書面）

【検討部会の設立、検討の進め方について】
- ・設立趣意（案）
- ・検討範囲（案）
- ・検討の進め方について（案）

第２回検討部会（R2.7.30）

【バスタの基本目標、基本的考え方】
- ・近鉄四日市駅周辺の現状と課題
- ・課題を踏まえた基本目標
- ・区域・施設配置の基本方針

第３回検討部会（R2.10.7）

【バスタの基本目標、区域・施設配置の概要】
- ・課題を踏まえた基本目標
- ・区域・施設配置の概要

第４回検討部会（R2.11.28）

【区域・施設配置（案）、管理・運営手法の基本的考え方】
- ・整備効果の考え方
- ・管理・運営手法の考え方
- ・役割分担の考え方
- ・交通結節点整備計画（素案）について

第５回検討部会（R3.1.26）

【交通結節点整備計画の策定】
- ・交通結節点整備計画（案）について

【バスタの実施計画の検討】
- ・機能配置、デザイン、運用方法等の具体化

第２回中央通り再編関係者調整会議（R2.10.14）
- ・近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の報告
- ・道路の検討について
- ・中央通りのエリアデザインについて
- ・ワーキンググループの設置について
- ・今後の進め方

第３回中央通り再編関係者調整会議（R2.12.26）
- ・第２回中央通り再編関係者調整会議の振り返り
- ・第４回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の報告
- ・中央通りのエリアデザインに関する検討状況の報告
- ・今後の進め方
- ・近鉄四日市駅周辺等整備基本計画の中間とりまとめについて

第４回中央通り再編関係者調整会議（R3.2.23）
- ・近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の報告
- ・中央通りのエリアデザインについて
- ・四日市市都市再生整備計画について
- ・近鉄四日市駅周辺等整備基本計画 中間とりまとめについて

資料９

近鉄四日市駅バスターミナル検討部会 規約

（名称）

第１条 本会は、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」（以下、「部会」という。）と称する。

（目的）

第２条 部会は、近鉄四日市駅周辺等整備基本構想（2018.12 策定）をふまえ、「（仮称）近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」~~策定に向け、計画の具体化を図る~~の策定を行い、バスターミナルの施設及び運営について検討することを目的とする。

（審議事項）

第３条 部会は、第２条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行う。

（１） 整備計画に係る検討

（２） その他、第２条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第４条 部会は、第２条の目的を達成するため、有識者、交通関係者、各行政機関をもって組織し、構成は別紙のとおりとする。

２ 有識者、交通関係者、各行政機関の追加・変更は、部会の承認を得るものとする。

３ 任期は、~~整備計画の策定が完了~~第２条の目的を達成するまでとする。

４ 交通関係者、各行政機関関係者において、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（部会長）

第５条 部会に部会長を置き、有識者である委員がこれを務める。

２ 部会長に事故等があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

３ 部会長は、必要があると認めたとき、部会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（部会の運営）

第６条 部会は、第３条に規定する事項を審議するため、必要に応じ、事務局が招集する。

２ 部会は、運営にあたり必要な資料等を委員に求めることができる。

３ 部会における検討結果については、「中央通り再編関係者調整会議」に報告する。

（守秘義務）

第７条 各委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（部会の公開について）

第８条 この部会の審議は非公開で行うものとする。なお、部会資料及び議事要旨については、後日公開するものとする。

（規約の変更）

第９条 本規約の改正等は、出席委員の過半数以上の賛同をもって行うことができるものとする。

（事務局）

第１０条 部会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

２　事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所計画課、四日市市都市整備部都市計画課及び市街地整備・公園課に置くものとする。

（補足）

第１１条　本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会においてその都度審議して定めるものとする。

附 則

本規約は、令和２年６月４日より適用する。

（令和３年１月〇日、一部規約改正）